

昭和四十六年法律第七十三号

児童手当法

目次

- 第一章 総則(第一条―第三条)
- 第二章 児童手当の支給(第四条―第十七条)
- 第三章 費用(第十八条・第十九条)
- 第四章 雑則(第二十条―第三十一条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義の責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的とする。

(受給者の責務)

第二条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従って用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の内閣府令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。

2 この法律にいう「父」とは、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

3 この法律において「施設入所等児童」とは、次に掲げる児童をいう。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業(以下「小規模住居型児童養育事業」という。)を行う者又は同法第六条の四に規定する里親(以下「里親」という。)に委託されている児童(内閣府令で定める短期間の委託をされている者を除く。)
- 二 児童福祉法第二十四条の二第一項の規定により障害児入所給付費の支給を受けて若しくは同法第二十七条第一項第三号の規定により

入所措置が採られて同法第四十二条に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)に入所し、若しくは同法第二十七条第二項の規定により同法第七条第二項に規定する指定発達支援医療機関(次条第一項第四号において「指定発達支援医療機関」という。)に入院し、又は同法第二十七条第一項第三号若しくは第二十七条の二第一項の規定により入所措置が採られて同法第三十七条に規定する乳児院、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設(以下「乳児院等」という。)に入所している児童(当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除く。)

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により同法第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十八号)第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法(昭和十五年法律第三十七号)第十六条第一項第二号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。)に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。)

四 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設(以下「救護施設」という。)、同条第三項に規定する更生施設(以下「更生施設」という。)

若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定する日常生活支援住居施設(次条第一項第四号において「日常生活支援住居施設」という。)に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)第十二条第一項に規定する女性自立支援施設(同号において「女性自立支援施設」という。)に入所している児童(内閣府令で定める短期間の入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者(十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である父又は母がその子である児童と同一の施設に入所している場合における当該父又は母及びその子である児童を除く。)に限る。)

第二章 児童手当の支給

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

- 一 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であつて、日本国内に住す(未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの
- イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)
- ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童(施設入所等児童を除く。)

二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの(当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。)

三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童(以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。)が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは女性自立支援施設(以下「障害児入所施設等」という。)の設置者

2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合(当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。)は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第五条 児童手当(施設入所等児童に係る部分を除く。)は、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の前年の所得(一月から五月までの月分の児童手当については、前年の所得とする。)が、その者の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する同一生計配偶者及び扶養親族(施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。)並びに同項第一

号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じ、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(児童手当の額)

第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる児童手当の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 児童手当（中学校修了前の児童に係る部分に限る。） 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが三歳に満たない児童（施設入所等児童を除き、月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過しない児童とする。以下この号において同じ。）、三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童については、出生の日から三年を経過した児童とする。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下この号において「三歳以上小学校修了前の児童」という。）又は十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（施設入所等児童を除く。以下この号において「小学校修了後中学校修了前の児童」という。）である場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。） 次の（一）から（三）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに定める額

(1) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は三歳以上小学校修了前の児童である場合 次の（i）から（iii）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（i）から（iii）までに定める額

- (i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額
 - (ii) 当該三歳以上小学校修了前の児童が一人又は二人いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万円に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額
 - (iii) 当該三歳以上小学校修了前の児童が三人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額
- (2) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が一人いる場合 次の（i）又は（ii）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める額
- (i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童又は小学校修了後中学校修了前の児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とを合算した額
 - (ii) 当該支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童がいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から五千元を控除して得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額
- (3) 当該小学校修了後中学校修了前の児童が二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

ロ 次条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童のうち十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童がいる場合（ハに掲げる場合に該当する場合を除く。） 次の（一）又は（二）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定める額

(1) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が一人いる場合 次の（i）又は（ii）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（i）又は（ii）に定める額

(i) 当該支給要件児童の全てが三歳に満たない児童、三歳以上小学校修了前の児童又は十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童である場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額と、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額から五千元を控除して得た額（当該支給要件児童のうち三歳以上小学校修了前の児童がいないうちは、零とする。）とを合算した額

(ii) 当該支給要件児童のうち小学校修了後中学校修了前の児童がいる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

(2) 当該十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童が二人以上いる場合 一万五千元に当該三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万五千元に当該三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

ハ 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号に係るものに限る。）が未成年後見人であり、かつ、法人である場合 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない児童の数を乗じて得た額、一万円に当該小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

て得た額、一万円に当該受給資格に係る三歳以上小学校修了前の児童の数を乗じて得た額及び一万円に当該受給資格に係る小学校修了後中学校修了前の児童の数を乗じて得た額を合算した額

二 児童手当（中学校修了前の施設入所等児童に係る部分に限る。） 一万五千元に次条の認定を受けた受給資格に係る三歳に満たない施設入所等児童（月の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日から三年を経過しない施設入所等児童とする。）の数を乗じて得た額と、一万円に当該受給資格に係る三歳以上の施設入所等児童（月の初日に生まれた施設入所等児童については、出生の日から三年を経過した施設入所等児童とする。）であつて十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者の数を乗じて得た額とを合算した額

2 児童手当の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に応ずるため、速やかに改定の措置が講ぜられなければならない。

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第一号から第三号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者（第四条第一項第四号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、当該各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

- 一 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長
 - 二 里親 当該里親の住所地の市町村長
 - 三 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長
- 前二項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所（一

般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法
人である場合にあっては主たる事務所の所在地
とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養
育事業を行う者である場合にあっては当該小規
模住居型児童養育事業を行う住居の所在地と
し、障害児入所施設等の設置者である場合にあ
つては当該障害児入所施設等の所在地とする。
次条第三項において同じ。）を変更した場合に
おいて、その変更後の期間に係る児童手当の支
給を受けようとするときも、前二項と同様とす
る。

(支給及び支払)

第八条 市町村長は、前条の認定をした一般受給
資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格
者」という。）に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定
による認定の請求をした日の属する月の翌月か
ら始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した
日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害そ
の他やむを得ない理由により前条の規定による
認定の請求をすることができなかった場合にお
いて、住所を変更した後又はやむを得ない理由
がやんだ後十五日以内にその請求をしたとき
は、児童手当の支給は、前項の規定にかかわら
ず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを
得ない理由により当該認定の請求をすることが
できなくなった日の属する月の翌月から始め
る。

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期
に、それぞれの前月までの分を支払う。ただ
し、前支払期月に支払うべきであった児童手当
又は支給すべき事由が消滅した場合におけるそ
の期の児童手当は、その支払期月でない月であ
つても、支払うものとする。

(児童手当の額の改定)

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、
児童手当の額が増額することとなるに至つた場
合における児童手当の額の改定は、その者がそ
の改定後の額につき認定の請求をした日の属す
る月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準
用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童
手当の額が減額することとなるに至つた場合に
おける児童手当の額の改定は、その事由が生じ
た日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第十条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由
がなく、第二十七条第一項の規定による命令
に従わず、又は同項の規定による当該職員の評
問に応じなかつたときは、その額の全部又は一
部を支給しないことができる。

第十一条 児童手当の支給を受けている者が、正
当な理由がなく、第二十六条の規定による届
出をせず、又は同条の規定による書類を提出し
ないときは、児童手当の支払を一時差しとめる
ことができる。

(未支払の児童手当)

第十二条 児童手当の一般受給資格者が死亡した
場合において、その死亡した者に支払うべき児
童手当（その者が監護していた中学校修了前の
児童であつた者に係る部分に限る。）で、まだ
その者に支払っていないものがあつたときは、
当該中学校修了前の児童であつた者にその
未支払の児童手当を支払うことができる。

2 中学校修了前の施設入所等児童が第三條第三
項各号に掲げる児童に該当しなくなつた場合に
おいて、当該中学校修了前の施設入所等児童が
委託されていた施設等受給資格者又は当該中学
校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院
をしていて障害児入所施設等に係る施設等受給
資格者に支払うべき児童手当（当該中学校修了
前の施設入所等児童であつた者に係る部分に限
る。）で、まだその者に支払っていないものが
あつたときは、当該中学校修了前の施設入所
等児童であつた者にその未支払の児童手当を支
払うことができる。

(支払の調整)

第十三条 児童手当を支給すべきでないにもか
かわらず、児童手当の支給としての支払が行な
れたときは、その支払われた児童手当は、その
後に支払うべき児童手当の内払とみなすことが
できる。児童手当の額を増額して改定すべき事
由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた
日の属する月の翌月以降の分として減額しない
額の児童手当が支払われた場合における当該児
童手当の当該減額すべきであつた部分につい
ても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当
の支給を受けた者があつたときは、市町村長は、

地方税の滞納処分等の例により、受給額に相当す
る金額の全部又は一部をその者から徴収するこ
とができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位
は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り
渡し、担保に供し、又は差し押えることができ
ない。

(公課の禁止)

第十六条 租税その他の公課は、児童手当として
支給を受けた金銭を標準として、課することが
できない。

(公務員に関する特例)

第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務
員」という。）である一般受給資格者について
この章の規定を適用する場合には、第七
条第一項中「住所（一般受給資格者が未成年
後見人であり、かつ、法人である場合にあって
は、主たる事務所の所在地とする。）の市町村
長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあ
り、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町
村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のよう
に読み替へるものとする。

一 常時勤務に服す当該国家公務員の所属する ことを要する国家各省各庁（財政法（昭和二 公務員その他政令で十二年法律第三十四号）第 二条第一項中「住所（一般受給資格者が未成年 後見人であり、かつ、法人である場合にあって は、主たる事務所の所在地とする。）の市町村 長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあ り、第八条第一項及び第十四条第一項中「市町 村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のよう に読み替へるものとする。	一 常時勤務に服す当該地方公務員の所属する ことを要する地方都道府県若しくは市町村の 公務員その他政令で長又はその委任を受けた者 （地方独立行政法人法（昭和二十三年法律第 十八号）第二条第二項に規定する職員にあつ ては、当該職員に規定する特定地では、当該職員 の給与を負担する都道府県の長又はその委任 を受けた者）の委任を受けた者
二 平成十一年法律第百長（裁判所にあつては、最 三）第二条第四項高裁判所長官とする。以下 に規定する行政執行同じ。）又はその委任を受 けたる者に勤務する者	二 平成十一年法律第百長（裁判所にあつては、最 三）第二条第四項高裁判所長官とする。以下 に規定する行政執行同じ。）又はその委任を受 けたる者に勤務する者

3 第一項の規定によつて読み替えられる第七條
第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該
認定をした者を異にすることとなつた」と読み
替へるものとする。

第三章 費用

(児童手当に要する費用の負担)

第十八条 被用者（子ども・子育て支援法第六十
九条第一項各号に掲げる者が保険料を負担し、
又は納付する義務を負う被保険者であつて公務
員でない者を含む。以下同じ。）に対する児童
手当の支給に要する費用（三歳に満たない児童
（月の初日に生まれた児童については、出生の
日から三年を経過しない児童とする。以下この
章において同じ。）に係る児童手当の額に係る
部分に限る。）は、その十五分の七に相当する
額を同項に規定する拠出金をもつて充て、その
四十五分の十六に相当する額を国庫が負担し、
その四十五分の四に相当する額を都道府県及び
市町村がそれぞれ負担する。

2 被用者に対する児童手当の支給に要する費用
（三歳以上の児童（月の初日に生まれた児童に
ついては、出生の日から三年を経過した児童と
する。）であつて十五歳に達する日以後の最初
の三月三十一日までの間にある者（次条におい
て「三歳以上中学校修了前の児童」という。）
に係る児童手当の額に係る部分に限る。）は、
その三分の二に相当する額を国庫が負担し、そ
の六分の一に相当する額を都道府県及び市町村
がそれぞれ負担する。

3 被用者でない者（被用者又は公務員（施設
等受給資格者である公務員を除く。）でない者
をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給
に要する費用（当該被用者でない者が施設等
受給資格者である公務員である場合にあって
は、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童
手当の額に係る部分に限る。）は、その三分の
二に相当する額を国庫が負担し、その六分の一
に相当する額を都道府県及び市町村がそれぞれ
負担する。

4 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、
それぞれ当該各号に定める者が負担する。
一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前
条第一項の規定によつて読み替えられる第七
条の規定（以下この項において単に「認定」
という。）をした国家公務員に対する児童手
当の支給に要する費用（当該国家公務員が施

設等受給資格者である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。） 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用（当該地方公務員が施設等受給資格者である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分を除く。） 当該市町村

5 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用（市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を除く。）を負担する。

6 第一項から第三項までの規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年の五月までの間）は、当該認定の請求をした際（第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者にあつては、六月一日）における被用者又は被用者等でない者の区分による。

（市町村に対する交付）

第十九条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用（三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用（三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を被用者等でない者に対する費用（当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。）についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ交付する。

第四章 雑則

（児童手当に係る寄附）

第二十条 受給資格者が、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、当該受給資格

者に児童手当を支給する市町村に対し、当該児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該寄附を受けるため、当該受給資格者が支払を受けるべき児童手当の額のうち当該寄附に係る部分を、当該受給資格者に代わつて受けることができる。

2 市町村は、前項の規定により受け付けた寄附を、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために使用しなければならない。（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）

第二十一条 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食費（次項において「学校給食費」という。）その他の学校教育に伴つて必要な内閣府令で定める費用又は児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（次項において「中学校修了前の児童」という。）に関し当該市町村に支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該受給資格者に児童手当の支払をする際に当該申出に係る費用を徴収することができる。

2 市町村長は、受給資格者が、児童手当の支払を受ける前に、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額の全部又は一部を、学校給食費、児童福祉法第五十六条第七項各号又は第八項各号に定める費用その他これらに類するものとして内閣府令で定める費用のうち当該受給資格者に係る中学校修了前の児童に関し支払うべきものの支払に充てる旨を申し出た場合には、内閣府令で定めるところにより、当該児童手当の額のうち当該申出に係る部分を、当該費用に係る債権を有する者に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該受給資格者に対し当該児童手当（同項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

第二十二条 市町村長は、児童福祉法第五十六条第二項の規定により費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を徴収する場合又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分等の例により処分することができる費用を徴収する場合において、第七条（第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の認定を受けた受給資格者が同法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）を支払うべき扶養義務者又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分等の例により処分することができる費用を支払うべき保護者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者又は保護者に児童手当の支払をする際に保育料（同法第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）又は同法第五十六条第七項若しくは第八項の規定により地方税の滞納処分等の例により処分することができる費用をいう。次項において同じ。）を徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定による徴収（以下この項において「特別徴収」という。）の方法によつて保育料を徴収しようとするときは、特別徴収の対象となる者（以下この項において「特別徴収対象者」という。）に係る保育料を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象者に係る特別徴収の方法によつて徴収すべき保育料の額その他内閣府令で定める事項を、あらかじめ特別徴収対象者に通知しなければならない。

（施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合の児童手当の取扱い）

第二十三条の二 市町村長は、施設等受給資格者が国又は地方公共団体である場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該施設等受給資格者に委託され、又は当該施設等受給資格者に係る障害児入所施設等に入所している中学校修了前の施設入所等児童に対し児童手当を支払うこととする。この場合において、当該施設等受給資格者は、内閣府令で定めるところにより、当該中学校修了前の施設入所等児童が児童手当として支払を受けた現金を保管することができる。

2 前項の規定による支払があつたときは、当該施設等受給資格者に対し当該児童手当の支給があつたものとみなす。

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び第十四条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、これらを行使することができる時から二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 児童手当の支給に関する処分についての審査請求は、時効の完成猶予及び更新に関しては、裁判上の請求とみなす。

3 第十四条第一項の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、時効の更新の効力を有する。（期間の計算）

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定を準用する。

第二十五条 削除

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

2 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている施設等受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長に対し、その年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない。

3 児童手当の支給を受けている者は、内閣府令で定めるところにより、前二項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七条の規定をする者を含む。以下同じ。）に対し、内閣府令で定める書類を届け出、かつ、内閣府令で定める書類を提出しなければならない。

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

(資料の提供等)

第二十八條 市町村長は、児童手当の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは受給資格者の雇用主その他の関係者に対し、必要な事項の報告を求めることができ、(報告等)

第二十九條

第二十九條 第二十九條第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定をする者は、内閣府令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、内閣総理大臣に報告するものとする。2 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができ、(事務の区分)

第二十九條の二

第二十九條の二 この法律(第二十条から第二十二條の二まで及び第二十九條を除く。)の規定により市町村が処理することとされている事務(第十七條第一項の規定により読み替えられた第七條第一項、第八條第一項及び第十四條第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(実施命令)

第三十條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、内閣府令で定める。

(罰則)

第三十一條 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五號)に正条があるときは、刑法による。

附則

第一條 (施行期日) この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八條第四項の規定は昭和

和四十六年七月一日から、附則第三條第一項及び附則第九條の規定は公布の日から施行する。(特例給付)

第二條

第二條 当分の間、第四條に規定する要件に該当する者(第五條第一項の規定により児童手当が支給されない者であつて、その者の前年又は前々年の所得が、当該者の扶養親族等及び当該者の扶養親族等でない児童で当該者が当該年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額未満であるものに限り)に対し、国庫、都道府県及び市町村又は第十八條第四項各号に定める者の負担による給付を行う。

2

2 前項の給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、五千円に第四項において準用する第七條第一項又は第三項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とする。

3

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法並びにいずれの月分の給付について前年又は前々年の所得を用いるかの区分は、政令で定める。

4

4 第六條第二項、第七條第一項及び第三項、第八條から第十一條まで、第十二條第一項、第十三條から第二十二條まで(第十八條第一項、第二項及び第六項を除く。)、第二十三條から第二十九條まで(第二十六條第二項を除く。)並びに第三十條の規定は、第一項の給付について準用する。この場合において、第十八條第三項中「被用者等でない者(被用者又は公務員(施設等受給資格者である公務員を除く。))でない者をいう。以下同じ。」とあるのは「公務員でない者」と、「費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)」とあるのは「費用」と、第十九條中「第八條第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用(三歳に満たない児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)」についてはその四十五分の三十七に相当する額を、被用者に対する費用(三歳以上中学校修了前の児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)」についてはその三分の二に相当する額を、被用者等でない者に対する費用(当該被用者等でない者が施設等受給資格者である公務員である場合にあっては、中学校修了前の施設入所等

児童に係る児童手当の額に係る部分に限る。)についてはその三分の二に相当する額を、それぞれ」とあるのは「附則第二條第四項において準用する第八條第一項の規定により行う公務員でない者に対する附則第二條第一項の給付に要する費用についてはその三分の二に相当する額を」と、第二十六條第一項中「被用者等でない者の別」とあるのは「被用者等でない者(被用者又は公務員でない者をいう。以下同じ。))の別」と読み替えるほか、その他の規定に関し必要な技術的読替等は、政令で定める。

5

5 第一項の給付については、当該給付を児童手当とみなして、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三號)その他の政令で定める法律の規定を適用する。

6

6 第一項の給付に係る第二十九條の二の規定の適用については、同条中「第二十二條の二」とあるのは「第二十二條」と、「第二十九條」とあるのは「第二十九條(これらの規定を附則第二條第四項において準用する場合を含む。)」と、「第十七條第一項」とあるのは「第十七條第一項(附則第二條第四項において準用する場合を含む。)」とする。

7

7 第一項から第五項までに定めるもののほか、第一項の給付の受給資格及び当該給付の額についての認定の特例その他同項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8

8 偽りその他不正の手段により第一項の給付の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。(支給要件に関する暫定措置)

第三條

第三條 平成二十四年四月分及び同年五月分の児童手当については、第五條の規定は、適用しない。

附則(昭和四十九年六月二二日法律第八九號)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十九年九月一日から施行する。ただし、附則第四條第二項の規定は公布の日から、第一條及び附則第二條の規定は同年十月一日から施行する。(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第二條

第二條 昭和四十九年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。

附則(昭和五〇年六月二七日法律第四七號)抄

(施行期日) 第一條 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第四條

第四條 昭和五十年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。附則(昭和五三年五月一六日法律第四六號)抄

(施行期日)

第一條 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。一 第三條及び第五條の規定並びに第八條中児童手当法第二十九條の次に一條を加える改正規定並びに附則第十三條の規定 公布の日二から四まで 略

五

五 第八條中児童手当法第六條第一項の改正規定及び附則第九條の規定 昭和五十三年十月一日(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第九條

第九條 昭和五十三年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。附則(昭和五四年五月二九日法律第三六號)抄

(施行期日)

第一條 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。一から三まで 略 四 第八條及び附則第七條の規定 昭和五十四年十月一日(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第七條

第七條 昭和五十四年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。附則(昭和五六年五月二五日法律第五〇號)抄

附則(昭和五六年五月二五日法律第五〇號)抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和五十六年八月一日から施行する。ただし、第二條の規定は公布の日から、第五條及び附則第六條の規定は同年十月一日から施行する。(児童手当法の一部改正に伴う経過措置)

第六條

第六條 昭和五十六年九月以前の月分の児童手当の額については、なお従前の例による。附則(昭和五六年六月九日法律第七三號)抄

附則(昭和五六年六月九日法律第七三號)抄

は「第五条、法律第五十四号附則第二条第一項の規定により読み替えられた第六条、第七条から第十七条まで」とする。

2 平成五年一月一日から同年十二月三十一日までとの間においては、新法附則第六条第一項中「第四条」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律（平成三年法律第五十四号。以下「法律第五十四号」という。）附則第二条第二項の規定により読み替えられた第四条」と、同条第二項中「第五条から第十七条まで」とあるのは「第五条、法律第五十四号附則第二条第二項の規定により読み替えられた第六条、第七条から第十七条まで」とする。

第六條 附則第三条及び第四条の規定は、新法附則第六条第一項の給付について準用する。この場合において、附則第四条第一項中「新法第七条第一項」とあるのは「新法附則第六条第二項において準用する新法第七条第一項」と、「新法第十七条第一項」とあるのは「新法附則第六条第二項において準用する新法第十七条第一項」と、同条第二項中「新法第八條第二項」とあるのは「新法附則第六條第二項において準用する新法第八條第二項」と、同条第三項中「新法第七條第一項」とあるのは「新法附則第六條第二項において準用する新法第七條第一項」と、「新法第八條第二項」とあるのは「新法附則第六條第二項において準用する新法第八條第二項」と読み替えるものとする。

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八條 児童手当法による児童手当制度については、児童手当制度の目的を踏まえ、この法律の施行後における児童手当制度の実施状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、給付及び費用負担の在り方を含め、その全般に関して検討が加えられるべき結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする。

附則（平成六年三月三十一日法律第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

第二条 児童手当法第五条第一項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定

定による児童手当及び同法附則第六条第一項の給付（以下この条において「特例給付」という。）の支給の制限については、この法律による改正後の児童手当法（以下「新法」という。）第三条第一項の規定は、平成七年六月以降の月の児童手当及び特例給付について適用し、同年五月以前の月の児童手当及び特例給付については、なお従前の例による。

2 平成七年度においては、新法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3 平成八年度から平成十年度までの各年度においては、新法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成六年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

附則（平成八年六月一日法律第八二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

附則（平成十一年七月一日法律第八七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第六百六十二条、第六百六十三条、第六百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）
第二百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（不服申立てに関する経過措置）
第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

（罰則に関する経過措置）
第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）
第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

附則（平成十一年七月一日法律第一〇四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

附則（平成十一年二月二日法律第一六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附則（平成十二年三月三十一日法律第一八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

四條（厚生年金保険法第八十一条の第二項の改正規定（第三百二十九条第五項又は第六項）を「第三百二十九条第六項又は第七項」に改める部分及び「同条第五項又は第六項」を「同条第六項又は第七項」に改める部分に限る。）、同法第九十九条第四項、第二百二十条の四、第三百三十条第四項及び第三百三十条の二の改正規定、同法第三百三十六条の三の改正規定及び同法第三百三十六条の四とする改正規定、同法第三百三十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法第三百二十九条第六項を同条第七項とする改正規定、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第四百零四条第八項の改正規定（「前条第六項」を「前条第七項」に改める部分に限る。）並びに同法第四百零一条、第四百五十九条第五項、第四百五十九条の二、第四百六十四条第三項及び第四百七十六條の改正規定に限る。）並びに第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五十五條第二項、第五十六條第二項、第五十七條第二項及び第六十條の改正規定並びに附則第八條、第十二條、第十三條、第三十二條公布の日から起算して三月以内の政令で定める日

二及び三 略

四 第六條（厚生年金保険法第四十六條第一項及び第二項の改正規定、同法附則第十一条から第十一条の三までの改正規定並びに同法附則第十三條の六の改正規定を除く。）、第九條、第十二條、第十五條、第十七條、第二十条中国民法法等の一部を改正する法律附則第三十五條第六項の改正規定、第二十一条中厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十八條第一項及び第二項の改正規定並びに第二十五條並びに附則第十九條から第二十八條まで、第三十五條及び第三十六條の規定
平成十五年四月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十八條 この法律の施行前にした行為及び附則第八條の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一條第一号に掲げる規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十二年五月二六日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。ただし、次条（第三項を除く。）及び附則第三条（次条第三項の規定を準用する部分を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

（認定の請求等に関する経過措置）

第二条 平成十二年六月一日において改正後の児童手当法（以下「新法」という。）附則第七條第一項の給付の支給要件に該当すべき者は、同日以前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該給付について同条第四項において準用する新法第七條第一項（新法第七條第一項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定の請求の手續をとることができる。

2 前項の手續をとった者が、平成十二年六月一日において、新法附則第七條第一項の給付の支給要件に該当しているときは、その者に対する同項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八條第二項の規定にかかわらず、同月から始める。

3 次の各号に掲げる者が、平成十二年九月三十日までの間に新法附則第七條第四項において準用する新法第七條第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七條第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八條第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成十二年六月一日において現に新法附則第七條第一項の給付の支給要件に該当している者 同月

二 平成十二年六月一日から同年九月三十日までの間に新法附則第七條第一項の給付の支給要件に該当するに至った者 その者が同項の給付の支給要件に該当するに至った日の属する月の翌月

第三条 前条の規定は、新法附則第八條第一項の給付に係る認定の申請及び支給について準用する。この場合において、前条中「附則第七條第一項」とあるのは、「附則第八條第一項」と、「附則第七條第四項」とあるのは、「附則第八條第四項」と読み替えるものとする。

附則（平成一三年七月四日法律第一〇一号）抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

（児童手当法の一部改正に伴う経過措置）

第三十六條 施行日の前日において総務省の職員である者のうち、施行日において引き続き公社の職員となつたものであつて、施行日の前日において総務大臣又はその委任を受けた者から第五十四條の規定による改正前の児童手当法第七條第一項（同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、施行日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、施行日において同法第七條第一項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項（同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、平成十五年四月から始める。

（罰則に関する経過措置）

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一五年七月一六日法律第一一九号）抄

附則（平成一六年三月三一日法律第二一号）抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の規定は、平成十六年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担（平成十五年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担を除く。）について適用し、平成十五年以前年度の年度における事務又は事業の実施により平成十六年度以降の年度に支出される国又は都道府県の負担及び平成十六年度以降の年度に行われる第三條の規定による改正前の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

附則（平成一六年六月一日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二條、第八條、第十五條、第二十二條、第二十八條、第三十二條、第三十六條、第三十九條、第四十二條、第四十四條の二、第四十九條、第五十一條及び第五十二條並びに附則第四條、第十七條から第二十四條まで、第三十四條から第三十八條まで、第五十七條、第五十八條及び第六十條から第六十四條までの規定 平成十七年四月一日

（検討）

第三条 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、保険料等の負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七十三条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月一八日法律第一〇八号）

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の児童手当法（以下「新法」という。）附則第七条第一項及び第四項並びに第八条第四項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

(支給及び額の改定に関する経過措置)

第二条 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第七条第一項（新法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。
一 平成十六年四月一日において新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、同日において、その者が養育する同項第一号イに規定する三歳以上小学校第三学年修了前の児童（以下「三歳以上小学校第三学年修了前の児童」という。）のすべてが、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過し、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（以下「小学校就学後第三学年修了前の児童」という。）であるもの。平成十六年四月

二 平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間に新法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者が養育する三歳以上小学校第三学年修了前

の児童のすべてが小学校就学後第三学年修了前の児童であるもの。その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

2 次の各号に掲げる者が、平成十六年九月三十日までの間に新法附則第七条第四項において準用する新法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新法第九条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 平成十六年四月一日において現に小学校就学後第三学年修了前の児童を養育していることにより新法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 同月

二 平成十六年四月一日から同年九月三十日までの間に小学校就学後第三学年修了前の児童を養育することとなつたことにより新法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 当該小学校就学後第三学年修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第三条 前条の規定は、新法附則第八条第一項の給付に係る支給及び額の改定について準用する。この場合において、前条第一項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と、「同項第一号イ」とあるのは「新法附則第七条第一項第一号イ」と、前条第二項中「附則第七条第四項」とあるのは「附則第八条第四項」と、「附則第七条第一項」とあるのは「附則第八条第一項」と読み替えるものとする。

附則（平成一六年六月一八日法律第一二六号）抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四百四号）の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第一百十七条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八条の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四十二条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一八年三月三十一日法律第二〇号）抄

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。
第二条 この法律による改正に伴う経過措置
（児童手当法等の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律による改正後の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国、都道府県若しくは市町村（特別区を含む。以下同じ。）の負担（平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担を除く。）又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国、都道府県又は市町村の負担については、なお従前の例による。

(児童手当の支給及び額の改定に関する経過措置)
第三条 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の

児童手当法（以下「新児童手当法」という。）附則第七条第四項において準用する新児童手当法第七条第一項（新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給は、同条第四項において準用する新児童手当法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において現に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当している者であつて、施行日において、その者が養育する同項第一号イに規定する三歳以上小学校修了前の児童（以下「三歳以上小学校修了前の児童」という。）のすべてが、九歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過し、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（以下「小学校第三学年修了後小学校修了前の児童」という。）であるもの

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に新児童手当法附則第七条第一項の給付の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、その者が養育する三歳以上小学校修了前の児童のすべてが小学校第三学年修了後小学校修了前の児童であるもの。その者が同項の給付の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月

2 次の各号に掲げる者が、平成十八年九月三十日までの間に新児童手当法附則第七条第四項において準用する新児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する新児童手当法附則第七条第一項の給付の額の改定は、同条第四項において準用する新児童手当法第九条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 施行日において現に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育していることにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 施行日の属する月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育することとなつたことにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 施行日の属する月

二 施行日から平成十八年九月三十日までの間に小学校第三学年修了後小学校修了前の児童を養育することとなつたことにより新児童手当法附則第七条第一項の給付の額が増額することとなるに至つた者 施行日の属する月

こととなるに至った者 当該小学校第三学年
修了後小学校修了前の児童を養育することと
なつた日の属する月の翌月

第四条 前条の規定は、新児童手当法附則第八
条第一項の給付に係る支給及び額の改定につ
いて準用する。この場合において、前条第一項
中「附則第七條第四項」とあるのは「附則第
八條第四項」と、「附則第七條第一項」とある
のは「附則第八條第一項」と、「同項第一号イ
」とあるのは「新児童手当法附則第七條第一
項第一号イ」と、同条第二項中「附則第七條
第四項」とあるのは「附則第八條第四項」と
あるのは「附則第八條第四項」と、「附則第七
條第一項」とあるのは「附則第八條第一項」と
読み替へるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十一条 この附則に規定するもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

附則 (平成一九年三月三十一日法律第二
三三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行し、平成十九年度の予算から適用する。

(罰則に関する経過措置)
第三百九十一条 この法律の施行前にした行為及
びこの附則の規定によりなお従前の例によるこ
ととされる場合におけるこの法律の施行後にし
た行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第三百九十二条 附則第二条から第六十五條ま
で、第六十七條から第二百五十九條まで及び第
三百八十二條から前条までに定めるもののほ
か、この法律の施行に関し必要となる経過措
置は、政令で定める。

附則 (平成一九年三月三十一日法律第二
六号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施
行する。

(児童手当等の額に関する経過措置)
第二条 平成十九年三月以前の月分の児童手当及
び児童手当法附則第六條第一項の給付の額につ
いては、なお従前の例による。

附則 (平成一九年七月六日法律第一〇
九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日まで
の間において政令で定める日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定
める日から施行する。

一 附則第三条から第六條まで、第八條、第九
條、第十二條第三項及び第四項、第二十九條
並びに第三十六條の規定、附則第六十三條中
健康保険法等の一部を改正する法律(平成十
八年法律第八十三号)附則第十八條第一項の
改正規定、附則第六十四條中特別会計に関す
る法律(平成十九年法律第二十三号)附則第
二十三條第一項、第六十七條第一項及び第九
十一條の改正規定並びに附則第六十六條及
び第七十五條の規定、公布の日
(処分、申請等に関する経過措置)
第七十三條 この法律(附則第一條各号に掲げる
規定については、当該各規定。以下同じ。)の
施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地
方社会保険事務局長又は社会保険事務所長(以
下「社会保険庁長官等」という。)がした裁定、
承認、指定、認可その他の処分又は通知その
他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほ
か、この法律の施行後は、この法律の施行後の
法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地
方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構
(以下「厚生労働大臣等」という。)がした裁
定、承認、指定、認可その他の処分又は通知そ
の他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に法令の規定により社
会保険庁長官等に対してされている申請、届出
その他の行為は、法令に別段の定めがあるもの
のほか、この法律の施行後は、この法律の施行
後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣
等に対してされた申請、届出その他の行為とみ
なす。

3 この法律の施行前に法令の規定により社会保
険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手
続をしなければならないとされている事項で、
施行日前にその手続がされていないものにつ
いては、法令に別段の定めがあるもののほか、こ
の法律の施行後は、これを、この法律の施行後
の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対し
て、報告、届出、提出その他の手続をしなければ
ならないとされた事項についてその手続がされ
ていないものとみなして、この法律の施行後
の法令の規定を適用する。

4 なお従前の例によることとする法令の規定に
より、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、
指定、認可その他の処分若しくは通知その他の

行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申
請、届出その他の行為については、法令に別段
の定めがあるもののほか、この法律の施行後
は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権
限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞ
れ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚
生労働大臣等に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)
第七十四條 この法律の施行前にした行為及びこ
の附則の規定によりなお従前の例によることと
される場合におけるこの法律の施行後にした行
為に対する罰則の適用については、なお従前の
例による。

(政令への委任)
第七十五條 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で
定める。

附則 (平成一九年七月六日法律第一
一号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二二年七月一日法律第六五
号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附則 (平成二二年三月三十一日法律第一
九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から
施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八條の規定、公布の日
二 第二条の規定及び附則第十三條から第十七
條までの規定、平成二十四年六月一日
(検討)
第二条 政府は、速やかに、子育て支援に係る財
政上又は税制上の措置等について、この法律に

よる改正後の児童手当法に規定する児童手当の
支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村
民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏ま
えつつ、その在り方を含め検討を行い、その結
果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

2 この法律による改正後の児童手当法附則第二
條第一項の給付の在り方について、前項の結果
に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
(認定等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」と
いう。)の前日において平成二十三年度におけ
る子ども手当の支給等に関する特別措置法(平
成二十三年法律第七号)第六條(同法第十六
條第一項において読み替へて適用する場合を
含む。以下この条において同じ。)の認定を受け
ている者(同法第九條の規定により子ども手当
の額の全部又は一部を支給されていない者及び
同法第十條の規定により子ども手当の支払を一
時差し止められている者を除く。)及び平成二
十四年九月三十日までの間に同法第六條の認定
の請求をした者であつて施行日以後に同法の認
定を受けたもの(同法附則第三條の規定の適用
を受けたものに限る。)が、施行日において児
童手当の支給要件に該当するときは、その者に
対する児童手当の支給に関しては、施行日にお
いて第一条の規定による改正後の児童手当法第
七條第一項(同法第十七條第一項において読み
替へて適用する場合を含む。)又は第二項の規
定による認定(以下この条及び次条において
「児童手当の支給認定」という。)があつたもの
とみなす。この場合において、その児童手当の
支給認定があつたものとみなされた児童手当の
支給は、同法第八條第二項の規定にかかわら
ず、施行日の属する月から始める。

2 前項の規定により児童手当の支給認定があつ
たものとみなされた者以外の者であつて、施行
日の前日において第一条の規定による改正前の
児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)
第七條(旧児童手当法第十七條第一項において
読み替へて適用する場合並びに旧児童手当法附
則第六條第二項、第七條第五項及び第八條第四
項において準用する旧児童手当法第十七條第一
項において読み替へて適用する場合を含む。)
の認定を受けているものが、施行日において児
童手当の支給要件に該当する場合は、児童手
当の支給認定の請求をしなければならない。

2 前項の規定により児童手当の支給認定があつ
たものとみなされた者以外の者であつて、施行
日の前日において第一条の規定による改正前の
児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)
第七條(旧児童手当法第十七條第一項において
読み替へて適用する場合並びに旧児童手当法附
則第六條第二項、第七條第五項及び第八條第四
項において準用する旧児童手当法第十七條第一
項において読み替へて適用する場合を含む。)
の認定を受けているものが、施行日において児
童手当の支給要件に該当する場合は、児童手
当の支給認定の請求をしなければならない。

(附則第三条第一項の規定により児童手当の支給認定があつたものとみなされた者に関する経過措置)

第四条 前条第一項の規定により児童手当の支給認定があつたものとみなされた者に係る第一条の規定による改正後の児童手当法第十八条第六項の規定の適用については、同項中「第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第二十四号)の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の属する月から平成二十四年五月までの間」と、「当該認定の請求をした際」とあるのは「施行日」とする。

(児童手当及び旧特例給付等の支給に関する経過措置)

第五条 平成二十二年三月以前の月分の児童手当並びに旧児童手当法附則第六条第一項、第七項及び旧児童手当法第一項の給付(以下「旧特例給付等」という。)の支給については、なお従前の例による。

(児童手当の支給及び額の改定に関する経過措置)

第六条 次の各号に掲げる者が、施行日から平成二十四年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、同法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 施行日において第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当している父又は母 施行日の属する月

二 施行日において未成年後見人、父母指定者(第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第二号に規定する父母指定者をいう。以下同じ。)又は同項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童(同法第二十二條の三に規定する中学校修了前の児童をいう。以下この条、次条、附則第十三条及び第十四条において同じ。)を養育していることにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当している者 施行日の属する月

三 施行日から平成二十四年五月三十一日まで間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母、その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

た者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母、その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

四 施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた者、その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

第七条 次の各号に掲げる者が、施行日から平成二十四年九月三十日までの間に第一条の規定による改正後の児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額の改定は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に当該中学校修了前の児童と同居することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの、その者が当該中学校修了前の児童と同居することとなつた日の属する月の翌月

二 施行日から平成二十四年五月三十一日までの間に未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなつたもの、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

三 施行日から平成二十四年五月三十一日まで間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたもの、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

第八条 平成二十二年三月以前の月分の児童手当及び旧特例給付等に要する費用については、なお従前の例による。

(児童手当及び旧特例給付等に要する費用の負担に関する経過措置)

第九条 平成二十二年三月以前の月分の児童手当及び旧児童手当法附則第六条第一項の給付並びに

に平成二十一年度以前の年度の児童育成事業(旧児童手当法第二十九条の二に規定する児童育成事業をいう。)に係る拠出金の徴収については、なお従前の例による。

(事業費充当額相当率の設定に関する経過措置)

第十条 平成二十四年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「千分の〇・三を標準として」とする。

2 平成二十五年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該年度の前年度の事業費充当額相当率を標準とし、当該前年度以前五年度の各年度における事業費充当額相当率を勘案して」とあるのは、「平成二十四年度の事業費充当額相当率を標準として」とする。

3 平成二十六年度から平成二十八年年度又は子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日の前日の属する年度のいずれか早い年度までの各年度においては、第一条の規定による改正後の児童手当法第二十一条第三項中「当該前年度以前五年度」とあるのは、「平成二十四年度以降」とする。

第十一条 平成二十二年四月から平成二十三年九月までの月分の子ども手当について平成二十二年年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成二十二年法律第十九号)第二十条の規定を適用する場合には、旧児童手当法の規定(旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。

(平成二十三年年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法)により適用される旧児童手当法に関する経過措置)

第十二条 平成二十三年十月から平成二十四年三月までの月分の子ども手当について平成二十三年年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条の規定を適用する場合には、旧児童手当法の規定(旧児童手当法の規定に基づく命令の規定を含む。)は、なおその効力を有する。

(児童手当及び旧特例給付の支給及び額の改定に関する経過措置)

第十三条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に第二条の規定による改正後の児童手当法(以下「新児童手当法」という。)第七条第一項(新児童手当法第十七条第一項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第二項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、新児童手当法第八条第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から始める。

一 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、新児童手当法第四条第四項の規定が適用されることにより同条第一項第一号に掲げる者に該当するに至つた父又は母、その者が同号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

(児童手当及び旧特例給付の支給及び額の改定に関する経過措置)

第十四条 次の各号に掲げる者が、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に新児童手当法第九条第一項の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める月から行う。

一 中学校修了前の児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に当該中学校修了前の児童と同居することとなつたことにより児童手当の額が増額することとなるに至つたもの、その者が当該中学校修了前の児童と同居することとなつた日の属する月の翌月

二 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に未成年後見人、父母指定者又は新

児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は新児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたことにより同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた者、その者が同項第一号、第二号又は第四号に掲げる者に該当するに至つた日の属する月の翌月

三 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたもの、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

四 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたもの、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

五 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたもの、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

六 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたもの、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

七 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者であつて、当該支給要件に該当するに至つた日において、未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたもの、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

八 平成二十四年六月一日から同年九月三十日までの間に未成年後見人、父母指定者又は第一条の規定による改正後の児童手当法第四条第一項第四号に掲げる者として中学校修了前の児童を養育することとなつたもの、その者が当該中学校修了前の児童を養育することとなつた日の属する月の翌月

二十二条から第三十四条まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十七條から第五十條まで、第六十一條、第六十四條から第六十六條まで及び第七十條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第二条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の三の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七條から第二十九條までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六條、第十七條、第四十五條、第四十六條、第五十一条から第五十六條まで、第五十九條、第六十條及び第六十七條の規定、平成二十八年十月一日

(その他の経過措置の政令への委任)
第七十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二四年八月二二日法律第六三号) 抄

第一條 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第二十八條、第五十九條及び第六十條の規定 公布の日(調整規定)

第二百二十九條 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十八條第十八條第一項中「又は掛金」を削り、同条第一、加入者、組合員又は団体組合員を中であつて公務員でない者」に改める。

「又は掛金」を「(次号から第四号までに掲げるものを除く。を)を加える。」
「加入者」を「(次号第一項中「次の表の上欄に掲げる法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる同表の中欄に掲げる額及び団体同表の下欄に掲げる額」を「厚生年金保障組合員」に改め、この法律の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」と改め、同項の表を削る。」
「国家公務員共済組合法第四十二条第一項に規定する産前産後休業、地方公務員等共済組合法第四十二条第二項に規定する産前産後休業若しくは私立学校教職員共済法第二十二條第一項に規定する産前産後休業」を削り、「同表の上欄に掲げる法律」を「厚生年金保険法」に、「行わず、又は掛金を免除し、若しくは徴収しない」を「行わない」に改め、同項の表を削る。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二四年八月二二日法律第六七号) 抄
この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十五條及び第七十三條の規定 公布の日(施行期日)

第一條 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三條並びに次条及び附則第九條の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年五月三一日法律第六九号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年五月三〇日法律第四七号) 抄

(施行期日)
第一條 この法律は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、附則第四条、第六條及び第十一條の規定は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年六月二三日法律第六七号) 抄

第一條 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四條第二項、第十八條及び第三十條の規定 公布の日(処分等の効力)

第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令(人事院の所掌する事項については、人事院規則)で定める。

附則 (平成二六年六月二三日法律第六九号) 抄

第一條 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。(経過措置の原則)
第五條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法

律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。(訴訟に関する経過措置)
第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)
第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十條 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二七年五月二九日法律第三一号) 抄

第一條 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條の規定、第五條中健康保険法第九十條第二項及び第九十五條第六號の改正規定、

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
